積立金処分の概要

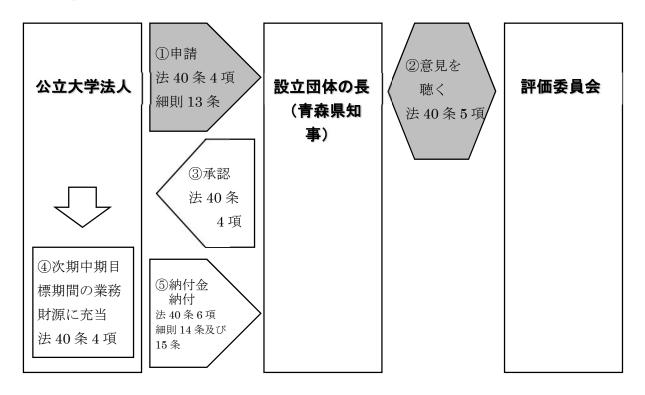
1 趣旨

公立大学法人青森県立保健大学は、地方独立行政法人法(以下「法」という。)及び青森県地方独立行政法人法施行細則(以下「細則」という。)等の規定により、中期目標期間の最後の事業年度(第1期:平成25年度)において、現事業年度損失をうめ、なお残余があるときは、積立金として整理する。

当該積立金を、次期中期目標期間における業務の財源に充てようとする場合は、設立団体の長である青森県知事に申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

知事は、承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴く必要があり、今回、当該積立金の処分の承認について意見を伺うもの。

2 手続に係るイメージ図



【参考】

〇地方独立行政法人法

(利益及び損失の処理等)

第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立 金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければなら ない。

- 3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第1項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第26条第2項第6号の剰余金の使途に充てることができる。
- 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第1項又は第2項の規定による整理 を行った後、第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の 承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところ により、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。
- 5 設立団体の長は、前2項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見 を聴かなければならない。
- 6 地方独立行政法人は、第4項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。
- 7 前3項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

〇青森県地方独立行政法人法施行細則

(積立金の処分に係る承認の手続)

- 第13条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度(以下「期間最後の事業年度」という。)に係る法第40条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第4項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。
 - 1 承認を受けようとする金額
 - 2 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容
- 2 (略)

(納付金の納付の手続)

第14条 法人は、法第40条第6項に規定する残余があるときは、同項の規定により納付する残余(以下「納付金」という。)の額の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに、これを知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

(納付金の納付期限)

第 15 条 納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の 7 月 10 日までに納付しなければならない。

〇地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解

第91 中期目標の期間の最後の事業年度の利益処分

地方独立行政法人の中期目標の期間の最後の事業年度においては、当期未処分利益は、積立金として整理しなければならない。目的積立金及び前中期目標期間繰越積立金が残っている場合は、積立金に振り替えなければならない。